

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

カーライフを応援する、頼れる補償

組合経由の加入で

団体割引 **30.0%** ※
2025年10月発効まで

団体割引 **25.0%** ※
2025年11月発効から

自治体職員に心強い
「**起訴前弁護士費用**」
を支払う特約も「標準型」に
セット!

※団体割引率は、当該団体(自治体)に対する割引率です(個々の割引率は異なります)。また、毎年11月末時点の実績(契約件数・損害率)により変動することがあります。じちろうマイカー共済は2025年4月1日以降に発効、または更改する契約より制度改定を実施します。本紙では制度改定後の内容を記載しています。

団体割引は**多くの組合員の利用と安全運転**に支えられています。

新規見積もり **紹介** キャンペーンのお知らせ

キャンペーン期間: 2025年9月1日～2025年11月30日

★期間中にじちろうマイカー共済をご紹介をいただき、紹介された組合員の方が新規お見積もりをしていただいた場合、**お見積もりいただいた方、紹介した方双方に、粗品をプレゼント**いたします!

●じちろうマイカー共済は、自治労共済生協の組合員が組合経由で申し込みをすることで利用できます。

※同一の車両を複数回お見積もりいただいても1回とみなします。

ただし、前回のお見積もりから3か月以上を経過している場合は「新規の見積もり」とみなします。

※既契約車両への車両損害補償や特約の付帯は対象となりません。

粗品 折りたたみ傘カバー



新規見積もり紹介シート

※車検証が電子化されている場合は自動車検査証記録事項、車検のない二輪自動車や原動機付自転車の場合は、標識交付証明書、軽自動車届済証の写しとなります。

STEP 1

「紹介者」欄にご自分のお名前等をご記入のうえ、お見積もりを希望される職場の仲間にお渡しください。

紹介者	
フリガナ お名前	
組合名	
職場名	

STEP 2

紹介を受けた方はお名前等をご記入のうえ、裏面見積もり依頼書と車検証*、保険証券(共済証書)の写しを組合にご提出ください。

紹介された方	
フリガナ お名前	
組合名	
職場名	

こくみん共済 **〈全労済〉** 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部
岡山県支部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

詳しくは、パンフレットをご覧ください

FAX でもお見積もりいたします。

FAX 086-214-2501 TEL 086-251-9431

自治労共済推進本部は「7才の交通安全プロジェクト」に取り組んでいます。

【団体割引|25.0%版】

じちろうマイカー共済見積依頼書

① 太枠内を必ず記入してください。〈2025年4月制度改定版〉

効力開始日		年 月 日	
県 名	所属組合名		払込方法
県コード	組合コード	支部コード	月払 年払
契約者 (組合員)	(フリガナ) 名 前 連絡先 (TEL)	主たる 被共済者*	(フリガナ) 名 前 生年月日 西暦 () () () 年 月 日
		続柄	

*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を中心に使用する方となります。

※配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者または内縁関係等にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

② 車両ナンバー・車名とAEB装置の有無を、太枠内に必ず記入してください。

ナンバー	例：品川、横浜 []	車名	例：プリウス、フィットなど	AEB装置 (衝突被害軽減ブレーキ)	あり なし
------	----------------	----	---------------	-----------------------	-------

※AEB装置が搭載されていても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。また、AEB装置は各社の安全装備パッケージに含まれていることがあります。

※この見積依頼書に記載いただいた個人情報、掛金見積もりを行うために活用するほか、「こくみん共済 coop」の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

③ 該当する、または希望される特約・割引の□に✓を入れてください。

運転者年齢条件 運転者の年齢で、掛金を割引します。 ※被共済車を運転する人の中で一番若い人の年齢にあった条件を選択してください。 ☐ 年齢を問わず補償 ☐ 26歳以上 ☐ 21歳以上 ☐ 35歳以上	子供特約 運転者年齢条件とは別に、主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定できます。 ☐ 年齢を問わず補償 ☐ 21歳以上 ☐ 26歳以上	運転者の範囲を限定する特約 ※両方を選択することはできません。 ☐ 運転者本人限定特約 9%割引 車を運転する人を主たる被共済者のみに限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。 ※運転者を限定した場合、それ以外の人が使用・管理している間の事故は補償対象外となります。また限定の対象となる方(本人、配偶者)は運転者年齢条件の範囲内であることが必要です。 ☐ 運転者本人・配偶者限定特約 6%割引 車を運転する人を主たる被共済者とその配偶者のみに限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	ハイブリッド車割引 3%割引 「こくみん共済 coop」指定の低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス(LPG)自動車、燃料電池自動車)の場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。
福祉車両割引 7%割引 福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	複数契約割引 3%割引 すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。	セカンドカー割引 2台目以降は 7等級 1台目(他損保契約も可)の契約等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降の車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 19%割引 (四輪の場合) ※補償範囲を限定する特約です。 ※2台目以降の契約が対象です。 被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合に、人身傷害補償の掛金を割引します。
搭乗者傷害特約 ※標準型に加えて補償を付帯する場合はチェックしてください。 ☐ 1,000万円 ☐ 500万円 契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷した場合に定額で共済金を支払います。			

★基本補償は「標準型」をベースとします。「人身傷害補償」は補償額を選択可能です。

見積もり受付中!!	ご自身の補償	人身傷害補償 契約車両(被共済自動車)に搭乗中の人等が自動車事故で死傷したとき 補償額を任意で増やすこともできます。 選択可 標準型 (被共済者1人につき) 最高5,000万円 1億円 2億円 無制限	より安心	特約をご希望の方は□に✓を入れてください。		
		自動車事故傷害見舞金 人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる見舞金です		上記と別枠で所定の額をお支払い	☐ 自転車賠償責任補償特約 自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を被ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。 ※原付自転車は対象になりません。	月払掛金 80円 年払掛金 920円
		弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付) 自動車等での交通事故で被害を被り、事前に「こくみん共済 coop」の同意を得て相手に法律上の損害賠償を請求する場合、それに要した弁護士費用等を支払います。また、被共済者が契約車両で人身事故の加害者となった場合の刑事訴訟前弁護士費用も支払います。		最高300万円 (被共済者1人につき) 法律相談費用を 10万円 を限度に別途補償(一部対象とならない費用もあります)	☐ 交通事故危険補償特約 電車や自転車に乗っているときや、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」による損害を補償します。主たる被共済者とその家族が事故にあった場合、損害額を補償します。	月払掛金 180円 年払掛金 2,160円 人身傷害補償5,000万円の場合
		対人賠償 他人を死傷させたとき		無制限 (被害者1人につき)	☐ 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める全損の条件に該当する場合、一律50万円を一時金として支払います(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額を支払います)。 ※車両共済金額が50万円を下回る場合は掛金もそれに応じて低減します。	月払掛金 430円 年払掛金 5,000円 ※
相手方への賠償	対物賠償 他人の物を壊したとき	無制限 (1事故につき)	より安心	☐ マイバイク特約[標準補償型(10B)の場合] 対人賠償:無制限 対物賠償:無制限 自損事故傷害:最高1,500万円 「原付自転車(総排気量125cc以下または定格出力が1kw以下)」を対象とし、家族全員の原付事故を補償します。 ●家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。	月払掛金 490円 年払掛金 5,700円	
	車両損害補償の付帯を希望される場合は□に✓を入れてください。 ☐ 一般補償 ☐ 付随諸費用補償 ☐ エコノミーワイド ☐ エコノミー 全損事故や盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となったときの車両搬送費用・車両引取費用・代替交通費用や、事故や盗難により発生した身の回りの損害を補償します。			車の補償に ☐ 車両損害の無過失事故に関する特約 おすすめ 「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車の特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノークラウド事故」として取り扱いします。		
車両の補償	自己負担額	*車両損害補償は、四輪自動車を選択できます。ただし、四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択できない場合があります。(キャンピング車、最大積載量が0.5tを超える普通貨物車、ダンプ装置のある軽四輪貨物車、改造により車種・用途が変更されている車などは車両損害補償は選択できません。)		新車買替特約 新車購入した自動車が事故にあい、事故日時時点の共済期間の満了日が「初度登録(初度検査)年月から61ヵ月以内」の場合に、契約時に設定した新車価格相当額を限度に実損分を補償します。 ※契約時に設定した新車価格相当額よりも低額で再取得できた場合は、新車価格相当額までは支払いません。		
		このチラシは、じちろうマイカー共済の概要を説明したものです。契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。 ※沖縄県では、掛金額は異なります。 ※退職後に新規加入する場合の「標準型」には刑事訴訟前弁護士費用の支払いがない弁護士費用補償特約がセットされます。				